

## 令和4年大川市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木)  
開 会 午前9時30分から午前10時20分まで
2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)
3. 出席委員(13人)

1番	水落 常志	9番	武下 博子
2番	古賀 林允	10番	辻 正光
3番	宮崎 文夫	11番	吉川 康則
4番	貞苺 謙二	12番	志牟田 文彦
5番	梅崎 正道	13番	植木 幸治
6番	山崎 忠文	14番	龍 靖男
7番	柿添千鶴子	15番	田中 博文
8番	宮原 晶彦		
4. 欠席委員(0人)
5. 傍聴人(0人)
6. 付議議題

議案第4号	農地法第3条許可申請について
議案第5号	農地法第5条許可申請について
議案第6号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第7号	大川市農用地利用集積計画について
報告第4号	農地法第18条第6項通知について
報告第5号	農地法第4条届出報告について
7. 事務局  
局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳
8. 会議の概要  
(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和4年第2回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。  
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和4年第2回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。  
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。  
最初に、議案第4号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。  
1番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手ををお願いします。  
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第4号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。  
1番～4番について審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、貸駐車場であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は申請地の北側の雑種地(塗りつぶし箇所)と一体的に同一事業の目的に供するため、かつ事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないことから例外的に許可基準を満たすこととなります。(転用敷地総面積: 2,523㎡) 工事は令和4年4月1日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、貸駐車場用地であります。農地区分は、申請に係る農地から概ね300m以内に有明海沿岸道路ICがあることから第3種農地であり原則許可となります。現在、別の場所(旧間家具跡地)を関連会社である日本ファイバー(株)が従業員等の駐車場として使っていますが、そちらに建物が建つことになり、駐車ができなくなるため、譲受人の南側の農地を譲受人が買受け、転用し日本ファイバー(株)に貸付け、日本ファイバー(株)従業員と大型トラックの駐車場用地として使用するものです。なお、通行時は日本ファイバー(株)敷地内を通過して駐車場に行く形となります。申請地の南側に農地がありますが、所有者からは隣接農地承諾書をもってしています。工事は令和4年3月10日着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。なお、こちらは3千㎡を超える転用案件であり、今後県の常設審議委員会にも意見聴取予定です。

3番の申請目的は、駐車場用地であります。農地区分は、用途地域内にある農地である第3種農地で原則許可となります。申請地の道路対岸に事務所がありますが、駐車場が足りないため譲受人が買受け、転用し駐車場用地とするものです。工事は令和4年3月10日着工であり、資金は融資証明書で確認しています。

4番の申請目的は、中古車展示場用地であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される業務上必要な施設として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は許可後着工であり、資金は銀行の残高証明書で確認しています。以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

梅崎委員 申請地は、元々何をされていきましたか。

議 長 この農地は、元々養魚場でした。  
その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

志牟田委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。  
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 3番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。  
次に、4番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

山崎委員 4番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから採決いたします。  
4番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、4番は申請どおり許可することに決しました。  
以上で、議案第5号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。  
次に、議案第6号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたします。  
1番～2番について、審議をお願いします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
1番について、あつせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、1番について、あつせんすることに決しました。  
只今から、あつせん委員の指名を行います。  
1番について、あつせん委員に、植木委員、龍委員を指名いたします。ただいま指名しましたあつせん委員にご異議ございませんか。  
ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしましたあつせん委員について、1番については、植木委員、龍委員に決しました。  
次に、2番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
（「なし」という者あり）  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
2番について、あつせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。  
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。  
よって、2番について、あつせんすることに決しました。  
只今から、あつせん委員の指名を行います。  
2番について、あつせん委員に、植木委員、龍委員を指名いたします。ただいま指名しましたあつせん委員にご異議ございませんか。  
ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名いたしましたあつせん委員について、2番については、植木委員、龍委員に決しました。  
以上で、議案第6号農地移動適正化あつせんの申出についての審議を終りました。  
次に、議案第7号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。  
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。  
他に、ご意見等なしと認めます。  
ただいまから、採決いたします。  
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。  
(挙手多数)

議長 挙手多数であります。  
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。  
以上で、議案第7号大川市農用地利用集積計画についての審議を終りました。  
次に、報告第4号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。  
(「なし」という者あり)  
他に、ご意見等なしと認めます。  
以上で、報告第4号を終わります。  
次に、報告第5号農地法第4条届出報告についてを議題といたします。  
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。  
みなさん、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 職業が無職となっていますが、農業ではないのですか。

事務局 輝雄氏の孫が農業をする予定です。

議 長 他に、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。

1 2 番 志牟田 文彦 委員

1 3 番 植木 幸治 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第2回大川市農業委員会総会を閉会致します。